

市政記者 各位

経済観光文化局政策調整課

新型コロナウイルスに関する事業者向け 支援金等申請サポート事業の期間を延長します！

福岡市では新型コロナウイルスに関する事業者向け支援として、

- ▶ 国、県、市における様々な支援制度についての一般的な電話相談
- ▶ 「書類の作り方や必要な書類がわからない」等の疑問に専門家を派遣する訪問相談
- ▶ 行政書士又は社会保険労務士に申請手続き等を依頼した際の費用の一部を市が負担といった事業者向け支援金等申請サポート事業を延長しますのでお知らせします。

延長について

支援金等サポート事業は令和4年1月31日までの予定としておりましたが、事業者の皆様にご活用いただくため、事業実施の期間を

令和4年6月30日まで延長いたします。

支援が必要な事業者の皆様にご情報が届きますよう、広報へのご協力をよろしくお願いたします。

事業者向け支援金等申請サポート事業

申請方法等、詳しくは専用サイトにてご確認ください。

https://va.apollon.nta.co.jp/fukuokacity_shienkinsupport/

【添付資料】申請サポート事業チラシ



申請サイト

国「事業復活支援金」の事前確認専用窓口を開設します [2月7日(月)10時~]

登録確認機関との関係がなく事前確認ができない市内事業者を対象にサポートします。

※登録確認機関とは、融資を受けた金融機関、所属する商工会議所・商工会、税理士等の士業のことです。

まずは、お付き合いのある登録確認機関にお問い合わせください。

※過去に、国「一時支援金」「月次支援金」を受給した事業者は、事前確認は不要です。

問合せ：福岡市事前確認窓口

<https://fukuoka-fukkatsu-support.jp> (2月7日10時~)

インターネットが使えない方はこちらをご利用ください TEL 092-600-1142



窓口サイト

【リリース内容に関するお問合せ】

経済観光文化局政策調整課 立石 TEL: 092-711-4254 (内線 2506)

新型コロナウイルスの影響を受けた
市内に事業所を有する中小企業者向け

申請サポート事業

2022年(令和4年)

6月30日(木)まで延長!

どんな支援制度があるの?
必要な手続きは?



専門家が訪問します!



申請サポートセンター(平日9時~17時)

☎092-600-4928

お気軽にお問い合わせください

● お電話での相談、専門家による訪問相談が **無料!**

- どんな事業者向け支援制度があるかを知りたい 書類の作り方や必要な書類が分からない

国・県・市が行う事業者向け支援制度に関する電話相談に対応・各支援制度の専用窓口をご案内します。

ご希望の方には、**専門相談サポーターが無料で訪問**します。 [上記の申請サポートセンターにご連絡ください](#)

● 申請手続き等に関する報酬を一部助成 **最大10万円**

2020年(令和2年)10月1日(木)以降に「対象支援金等」の申請手続き等を行政書士、社会保険労務士に依頼した際の報酬を助成します。**報酬の5分の4を市が負担**します。(上限あり)

対象者

市内に事業所を有する中小企業者(小規模事業者及び個人事業主も含む)

申請方法

インターネットまたは郵送

[インターネット申請はこちら](#)

申請期限

2022年(令和4年)6月30日(木)まで ※インターネットによる申請は当日17時まで。郵送による申請は当日消印有効。



対象支援金等

雇用調整助成金、福岡県感染拡大防止協力金など

[申請については裏面をご参照ください](#)

※事業復活支援金を対象支援金に追加します。



サポート金の申請について



1 対象者

市内に事業所を有する中小企業者

(小規模事業者及び個人事業主を含む。)

2 対象の支援制度

対象支援金等及び市負担額一覧

表1

| 専門家 | 対象支援金等 | 市負担額 | | |
|-------------|---|--------------------|-------------|------------|
| 社会保険 労務士 | 【国】雇用調整助成金 【国】緊急雇用安定助成金 【国】産業雇用安定助成金 【国】小学校休業等対応助成金・支援金 【国】両立支援等助成金 ・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース ・介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」 ・育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」 | 報酬の4/5 (最大10万円) | 計10万円 まで | 上限 10万円 |
| 行政書士 | 【国】家賃支援給付金 【国】持続化給付金 【国】緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 【国】緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金 | 報酬の4/5 (最大10万円) | 計10万円 まで | 上限 15万円 |
| | 【県】福岡県感染拡大防止協力金 【県】福岡県家賃軽減支援金(家賃支援給付金受給者) 【県】福岡県中小企業者等月次支援金 | 報酬の4/5 (最大5万円) | | |
| | 【市】福岡市が行う新型コロナ対策に係る事業者向け助成金等 | | | |
| | 【国】事業復活支援金 | 報酬の4/5(最大5万円) | | |

※上記対象支援金等は追加・終了している場合がございます。詳細は申請サポートセンターにお問合わせください。

3 サポート金の対象費用

令和2年10月1日(木)以降に申請を行った対象支援金等について、行政書士又は社会保険労務士に手続き等を依頼した際に係る報酬から消費税及び地方消費税を除いた額

4 サポート金の額

表1に記載する対象支援金等1件ごとの額(上記3)に、5分の4を乗じた額(表1の限度額内)

※社会保険労務士(最大10万円)及び行政書士(最大15万円)の合計25万円まで申請が可能です。

5 申請方法

(インターネット) 特設サイト

https://va.apollon.nta.co.jp/fukuokacity_shienkinsupport/

(郵送)

〒810-0001 福岡市中央区天神3丁目11-22 Wビルディング天神2F
税理士法人 井村アンドパートナーズ内
事業者向け支援金等申請サポートセンター 宛



6 必要書類

| 必要書類 | 具体例 |
|--------------------------|--------------------------------|
| サポート金申請書(様式1号) | 指定の様式 |
| 誓約書(様式2号) | 指定の様式 |
| 対象支援金等の申請を証明するもの | 雇用調整助成金などの申請書の写し |
| 行政書士又は社会保険労務士への報酬を証明するもの | 行政書士又は社会保険労務士への報酬額を確認できる請求書の写し |
| 市内事業所を確認できるもの | 開業届・履歴事項全部証明書・営業許可通知書などの写し |

※その他追加で書類を頂く場合がございます。※様式1号、2号は特設サイトからダウンロードできます。

7 申請期限

令和4年6月30日(木)まで

※インターネットによる申請は当日17時まで。郵送による申請は当日消印有効。